

再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための 形態規制の緩和に関する許可基準の策定に係る意見公募結果について

横浜市では、再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和として、建築基準法（以下「法」という。）第52条第14項第3号、第53条第5項第4号、第55条第3項及び第58条第2項の規定による許可基準の策定に関する意見公募を行いました。この度、実施結果とご意見に対する本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。また、許可基準については、文言の整理等の一部修正を行いました。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 意見公募の概要

(1) 意見公募の期間

令和6年8月15日（木）から令和6年9月13日（金）

(2) 意見の提出方法

郵送、持参、FAX 又は電子メール

(3) 意見公募の周知方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・市民情報センター、区役所及び建築局建築企画課で資料を配布・配架 等

(4) 提出された意見数

28 通、103 件のご意見をいただきました。

(5) いただいたご意見への対応分類

分類	意見数（件）
① 賛同又はご意見の趣旨が許可基準に合っていると考えられるもの	20
② ご意見を踏まえ、許可基準に反映したもの	2
③ 関係課に情報共有するもの	5
④ 今後の参考とさせていただくもの	5
⑤ その他ご意見として受け取るもの	71
合計	103

2 ご意見と本市の考え方

いただいたご意見とご意見に対する本市の考え方は以下のとおりです。なお、いただいたご意見については原則原文のまま掲載していますが、一部誤記修正等をしている場合があります。

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	対応分類
1	<p>私共、山手まちづくり協定運営委員会（西部）は、山手西部自治会の下で、各種の建築行為や開発行為の計画申請に対し、「山手まちづくり協定」（2005年制定→2010年改定）に基づいて、毎月1回の定例委員会において審議し、その計画に対する適合・不適合を決定し、申請者に通知しております。</p> <p>なお、不適合に対しては、その内容を詳細に通知すると共に、強制力はありませんが、是正をお願いしております。</p> <p>注：建築行為・開発行為について ①宅地造成・開発 ②敷地分割・統合 ③建築物の新築・増築・改築・移転 ④工作物の設置・改造 ⑤看板・広告物の設置・変更 ⑥自販機の設置 ⑦飲食店の営業 ⑧外装の変更・塗色の変更など</p> <p>ところで、2 許可基準の概要の要件・条件の項目で、地域まちづくり計画等に関する地元組織がある場合は、地元組織に対して説明及び意見聴取を行うこと。と記載されていますが、地域まちづくり計画等とは、「市の認定」を受けている「まちづくりルール」が対象であると聞きました。</p> <p>私共、山手まちづくり協定運営委員会は、発足当初は、山手東部町内会と山手西部自治会における統一した委員会でしたが、その後、それぞれの自治会毎の委員会に分離・独立し、現在に至っており、その過程の中で、認定を失っています。</p> <p>このような状況ですが、これまでの活動実績等を考慮して頂き、「地域まちづくり計画等に関する地元組織」だけでなく、「山手まちづくり協定と言うまちづくりルールを山手町で運用している地元組織」も説明及び意見聴取の対象として頂けます様お願い致します。</p>	<p>本制度は横浜市による法の許可のため、地域まちづくり計画等は本市が認定等をしている計画を対象としていますが、山手町においては「景観推進地区」や「風致地区」に該当する場合、庁内で情報共有をしながら進め、また、近隣住民への周知や周囲の状況等を踏まえ、総合的に判断することを許可の条件としています。</p>	③
2	<p>今回の首件に関する許可基準策定は、低層住居専用地域には適用されないものと考えています。特に高さ制限緩和は、10m以下の通常の住宅に3.5mの超過はありえないと考えています。</p> <p>ただし、用途地域内に建設が容認されている公共施設等については適用が可能なため、明言されていないかと思いますが、法文上には、原則として、低層住居専用地域には適用されないとして、地域内に建設が容認されている公共施設には例外的に適用が可能とするべきではと思います。</p> <p>よろしくご勘案ください。</p>	<p>建築物の高さの許可基準は、「良好な低層住居の環境を害するおそれがない」及び「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、建築物の高さの限度に加えて、太陽光発電設備等の設置により敷地境界線を超える範囲における日影時間が増大しないこと等を許可の要件としています。</p>	⑤
3	<p>再生可能エネルギー、とくに屋根置き太陽光発電設備の設置が進むよう、ポテンシャルいっぱい設置されることを目指して、規制緩和をお願いします。</p> <p>中身ですが、どういう規制緩和なのか、十分なのか、知識不足で判断ができません。専門家を交えての説明会の開催をお願いします。</p> <p>太陽光を推進するためにがんばっている専門家の方はこの規制緩和をどう見るか、が知りたいです。そうした専門家の意見をよく聞いて、基準を策定してください。</p>	<p>本許可基準は、意見公募等を経て策定しています。</p> <p>ご質問等がありましたら、建築局建築企画課にご相談ください。</p>	⑤
4	<p>再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準策定に際して下記の2点を要望します</p> <p>①建築協定の基準で定めた高さ制限があるため、高さの緩和は不可とする</p>	<p>建築協定は地域まちづくり計画等に含まれるため、「地域まちづくり計画等の内容について、支障がないこと。」を許可の条件としています。</p>	①

	<p>②容積率、建ぺい率の緩和については建築協定委員会の同意を義務づける以上 よろしくお願ひ致します</p>	<p>建築協定は地域まちづくり計画等に含まれるため、「地域まちづくり計画等に関する地元組織又は協議先（以下「地元組織等」という。）がある場合にあっては、地元組織等に対して説明及び意見聴取を行うこと。」を許可の条件としているため、許可の可否については、その報告内容を踏まえて総合的に判断します。</p>	⑤
5	<p>①第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域などでの10m及び12mなどの絶対高さの限度については70cm程度を追加し10.7m及び12.7m程度にしてほしい。一般的な太陽光パネルを水平に設置した場合、屋上防水層のメンテナンスの空間が欲しい為。 防災を優先すると低層集合住宅に太陽光発電が必要。 別紙記載——① ・目視できる点検スペースが欲しい</p>	<p>緩和後の建築物の高さは、法第55条第1項及び第2項又は横浜国際港都建設計画高度地区で定める建築物の高さの最高限度に3.5mを加えた数値を限度としています。なお、建築物の高さの限度に加えて太陽光発電設備等の設置により敷地境界線を超える範囲における日影時間が増大しないこと等を許可の要件としています。</p>	①
	<p>②緩和は『新築又は増築を行う建築物』とありますが市街化調整区域などで建物が建てられない屋外駐車場などにもソーラーカーポートを設置できるようにしてほしい</p>	<p>市街化調整区域における個別の立地の適否については、担当部署（建築局調整区域課）にご相談ください。</p>	③
	<p>③営農型太陽光発電設備を屋外駐車場や、低木の緑地（緑化協議の部分）などに面積制限の条件なしに自由な面積を設置できるようにしてほしい。（あるいは自由に設置できるパネル幅の条件などがあるのでしょうか） ——他県で確認申請協議を必要とで中止した 別紙記載——③</p>	<p>想定されている営農型太陽光発電設備が関係法令等に適合しているかについては、以下の担当部署等にご相談ください。 【担当部署等の例】 ・営農型太陽光発電設備の設置に係る農地転用許可については、みどり環境局農政推進課 ・緑の環境をつくり育てる条例による緑化協議又は都市緑地法による緑化地域制度における緑化部分の規定による緑化面積については、みどり環境局公園緑地管理課 ・建築確認申請については、指定確認検査機関又は建築局建築指導課</p>	③
	<p>④屋外駐車場の場合 緩和は基準容積率の1/10 基準建蔽率の1/10 と思いますが、両方とも近隣の同意が得られれば2/10 程度までの緩和が良いと思います。横浜市内で既存建物をZEB又はNearly ZEBに改修しようとする屋外駐車場の有効活用が必要なため。環境省で既存建物のZEB化への補助金（地方公共団体・民間事業者共）活用のため。 例——延べ2000㎡以下で ZEBかNearly ZEBの場合、省エネ再エネで75%以上削減で補助金は工事費の2/3、しかし、再エネ設備が設置できない、あるいは容量が少ないZEB Readyでは補助金はゼロ。（少しでも可能性を広げておいたほうが良いと思う） 別紙記載——④ 例・・・9000万のZEB改修でZEB補助6000万+ソーラーカーポートで補助金1/3</p>	<p>建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としており、「基準容積率+1/10」という数値は、建蔽率の緩和の限度と同等としています。</p>	⑤
6	<p>”木造住宅の設計と施工を行っています。 地球全体でのCO2削減、世界的なニーズから、太陽光発電パネルの設置緩和は必要なことと思います。そのうえで、太陽光発電設置することだけが重視されてしまっていることに危惧をしています。再エネ設備を設置する前に、まず断熱性能を向上させ、暖房エネルギー、冷房エネルギーの負荷を低減させることが先に大事と考えています。 再エネ設備として、太陽光発電パネルに注目して意見させて頂きます。 既存建築物への再エネ設備設置に際しては、構造上の重量増加による耐震性能低下が考えられます。緩和条件だけを注目して、構造検討をしない事業者も出てくるのではないかと思います。構造検討のないままに設置してしまわぬように、要件・条件に「構造計算を行い、再エネ設備を設置後も耐震性能の低下が無いこと確認すること」を入れてはいかがでしょうか。</p>	<p>建築物の構造上の安全性については、許可の要件・条件とはしませんが、設計者等の責任において確認する必要があります。</p>	⑤
	<p>要件・条件にある「敷地境界線を超える範囲で日照時間が増大しないこと」の捉え方が分かりにくいように思いました。高度地区の高さ制限の緩和であって、高度斜線の緩和はないと思いますが</p>	<p>横浜国際港都建設計画高度地区における北側斜線制限は、周辺への日照の確保の趣旨を踏まえ、緩和はしません。なお、日影時間に関する規定については、許可基準において明確化しました。</p>	①

	合っていますでしょうか。狭小地の場合は、北側斜線ギリギリで設計することは多々あります。そのような場合は、日照時間が増大しないようにするのであれば「北側斜線の緩和はない」ということとなると思います。実際にお隣の日射に影響を及ぼすような緩和は混乱の元となるので、住居専用地域、住居地域では緩和は無くてもよいように思います。住宅の場合は日射取得による暖房エネルギーの削減効果は相当に大きなものです。隣地の緩和によって、日射取得が減ってしまうようなことは避けなければなりません。国交省の説明の「敷地外に影を落とさない」の方が分かりやすいかもしれません。		
	カーポートへの緩和条件だと思いますが、「地上に設置する場合に適用」の「隣地境界及び道路中心線までの距離を3m確保し」は住宅地ではほとんど緩和にならないと思いました。	容積率及び建蔽率の許可基準において、太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。	①
	また、「高い開放性」については、「4本足ではいけない」「壁は設けない」など具体的な事例が欲しいです。	高い開放性を有する構造については許可基準では明記しませんが、外壁を有しない部分が連続して4m以上であること、柱の間隔が2m以上であること、天井の高さが2.1m以上であること及び地階を除く階数が1であることを想定しています。	④
	「維持管理等」における「緩和対象であることや他の用途への転用ができない旨の明示」とは現地にプレートを設置するような形でしょうか。具体的な事例や設置場所などの指示がありますでしょうか。	緩和対象部分にシール等を貼付し、建築物のエントランス等の見やすい位置にプレート等を設置することを想定しています。	②
	当協会では、建物や都市の2050年カーボンニュートラル達成に向けて、省エネ化及び再エネ転換を進めております。そこで、今回の緩和規定は時代に即した柔軟な施策として歓迎するものと考え、力強く推進していただく事を希望いたします。その上で、以下意見をまとめましたため、ご査収ください。	既存建築物に太陽光発電設備を設置することは増築に該当しない場合もありますが、法第55条第3項及び第58条第2項の規定により、建築物の高さの許可が可能です。なお、建築物の高さの限度を超えることができる部分は、太陽光発電設備等に関する部分となっています。	①
7	1. 制度の概要について 【特例適用要件】 ・『再エネ促進区域内で新築又は増築を行う建築物であること。』という条件について、「増築」というのが「当該太陽光発電設備を含む」ということを明記いただけないか。		
	2. 許可基準の概要について 【容積率・建蔽率、緩和対象部分】 ・普及率の向上のため、屋外歩廊、渡り廊下、道路横断上空通路（通常通行の用のための部分）の屋根部分についても緩和対象としたい。	容積率及び建蔽率にあつては、架台等に太陽光発電設備等を設置し、架台等の下部を次のアからウまで（建蔽率の許可の場合はア又はウ）のいずれかとするものに該当するかを用途及び形状等に応じて個別に判断します。 ア メンテナンス等を除いて人が立ち入らないもので、かつ、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないもの イ 通常であれば屋外的な用途で、かつ、交通負荷が増大しないもの ウ 自動車車庫又は自転車駐車場	⑤
	【容積率・建蔽率、要件・条件】 ・『【地上に設置する場合に適用】太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離を3m以上確保し、・・・』とあるが、隣地境界線に近い場所に架台等（下部が駐車スペース）を設置する場面が多いと考えられ、緩和の要件を充たさない状況が多くあると考えられるため、見直しを求めたい。	容積率及び建蔽率の許可基準において、太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。	①

<p>【高さ・高度地区、緩和対象部分】</p> <p>・『太陽光発電設備等』とあるが、簡易風力発電も含まれるのか。高さ規制に関する規制緩和であれば簡易風力発電も対象に含んで頂きたい。</p>	<p>横浜市における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画において、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備に限定しているため、含まれていません。</p>	<p>⑤</p>
<p>・屋上工作物の上部に置いた場合、パネル下部の面積は容積緩和対象として頂きたい。</p>	<p>容積率の許可にあつては、架台等に太陽光発電設備等を設置し、架台等の下部を次のアからウまで（建蔽率の許可の場合はア又はウ）のいずれかとするものに該当するかを用途及び形状等に応じて個別に判断します。</p> <p>ア メンテナンス等を除いて人が立ち入らないもので、かつ、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないもの</p> <p>イ 通常であれば屋外的な用途で、かつ、交通負荷が増大しないもの</p> <p>ウ 自動車車庫又は自転車駐車場</p>	<p>⑤</p>
<p>・再エネ利用率上昇のため、一種高度地区などの高度斜線に対しても（一定の条件を満たす場合は）緩和する措置がほしい。</p>	<p>横浜国際港都建設計画高度地区における北側斜線制限は、周辺への日照の確保の趣旨を踏まえ、緩和はしません。</p>	<p>⑤</p>
<p>【緩和対象部分】</p> <p>・太陽光発電設備等の設置普及を促す仕組みとして、緑化面積（地上を含む）の緩和もご検討頂きたい。（パネルの面積を一部緑化とみなす等）</p>	<p>緑の環境をつくり育てる条例による緑化協議又は都市緑地法による緑化地域制度における緑化部分の規定による緑化面積については、担当部署（みどり環境局公園緑地管理課）にご相談ください。</p>	<p>③</p>
<p>【要件・条件】</p> <p>・アクセント色の面積範囲を超える可能性が高いため、『色彩、意匠の制限等』への適合。いわゆる景観関係の緩和についても緩和をベースとした許可基準を定めるべき。</p>	<p>太陽光発電設備等の設置については、様々な形が想定されるため、景観に関する制限については、以下の担当部署にご相談ください。</p> <p>【景観計画及び都市景観協議の制度について】</p> <p>都市整備局景観調整課</p> <p>【景観計画及び都市景観協議の地区ごとの担当部署について】</p> <p>関内地区及び山手地区：都市整備局都心再生課</p> <p>みなとみらい21中央地区：都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課</p> <p>みなとみらい21新港地区：港湾局整備推進課</p> <p>【地区計画等について】</p> <p>景観に関する制限（形態意匠、色彩等）については、景観計画及び都市景観協議以外に地区計画等においても定められています。地区計画等については、以下の URL をご確認のうえ、担当部署にご相談ください。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/</p>	<p>③</p>
<p>・『周辺への光害に対する措置を講ずること。』とあるが、「光害」の定義が不明解であり、近隣より度を越えた要求があった場合に同意が得られず計画倒れする可能性が高く、削除もしくは表現を考慮いただきたい。また、講ずる措置についても高さ制限等の緩和は対象となるのか。</p>	<p>光害とは、太陽光発電設備等の反射光による周辺への悪影響等を想定しており、光害に対する措置とは、周辺への配慮として光害を軽減するために規定をしています。</p> <p>許可にあたっては、近隣住民への周知（地域まちづくり計画等の区域内にあつては、周知及び意見聴取）等を踏まえて、計画内容を総合的に判断します。</p> <p>また、光害に対する措置としての目隠しについては、法第55条第3項及び第58条第2項の許可の対象とはなりません。</p>	<p>④</p>
<p>・『日影時間が増大しないこと。』との記載があるが、法に準拠した範囲内であれば問題ないか。</p>	<p>本許可基準においては、法第56条の2に掲げる日影時間の範囲内であっても、太陽光発電設備等の設置により敷地境界線を超える範囲における日影時間が増大しないことを許可の要件としています。いただいたご意見を踏まえ、許可基準において明確化しました。</p>	<p>⑤</p>
<p>・大臣認定駐車場について、構造上問題ない範囲であれば、駐車場最上階にカーポート型の太陽光発電設備を設置しても、大臣認定の取り直しは不要ということが認められるのか。</p>	<p>大臣認定の要否については、国土交通省にご相談ください。</p>	<p>⑤</p>

	<p>【維持管理等】</p> <p>・『他の用途への転用ができない』との記載が有るが、建物用途の変更が出来なくなるという事か。</p>	<p>本許可による緩和対象部分を緩和対象とならない用途に転用がすることができないという規定です。いただいたご意見を踏まえて、許可基準において明確化しました。</p>	②
8	<p>当該許可基準案に賛成いたします。</p> <p>本案が施行されることで、高度地区による最高高さ制限が緩和され、商業施設等の屋上階など、空間の有効活用が期待されます。</p> <p>また、地上のソーラーカーポートにおいても建蔽率や容積率緩和の対象となるため、太陽光発電を搭載できる屋根面積をより拡大することができます。また、カーポートを設置していない既存の建築物においても、太陽光発電の導入が促進され、建築分野全体の CO2 排出量削減に寄与することが期待されます。</p> <p>以上の理由から、本案の施行を強く支持いたします。</p> <p>横浜市の先導的な取り組みが、全国の基準を引き上げる一助となることを願っております。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>法の趣旨に沿って、許可基準を策定しています。本許可基準の策定により、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進が図られることを期待しています。</p>	①
	<p>再生可能エネルギー利用設置の促進について、応援いたします。現在の気候変動・地球温暖化のことを考えますと、一刻も早い脱炭素化が必要と考えています。以下は、その上で、脱炭素化を一層進めるために変えてほしい・行ってほしい点です。</p> <p>・文章だけだと、とても分かりづらく、一般の人が理解するにはとても難しいです。文章だけでなく、図や絵にするなどして視覚化して分かりやすくしてほしいと思います。</p>	<p>許可基準において明確化しました。図や絵による表現については、今後の参考とさせていただきます。</p>	④
	<p>・2 許可基準の概要 緩和の限度について…『基準容積率×1.25倍』とありますが、太陽光発電設備を多く置くことについて、数値での制限は必要ないと思います。1.25倍などの数値を設けることは、かえって設備を多く設置することが難しくなると思います。なので、緩和の限度について、1.25倍などの基準の数値をなくしてください。</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則（技術的助言）における容積率制限の緩和の限度と同等としています。</p>	⑤
9	<p>・2 設置基準の概要 要件・条件 【地上に設置する場合に適用】について…太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離を3m以上確保し、とありますが、隣地境界線までの距離を3m確保するのは、住宅地では非常に困難と考えられます。民法では、隣の家との距離を境界線から50cm離さなくてはならないと定められています。また、隣の家との距離が50cm以下などの慣習がある場合、そちらに従って家を建築することも認められています。そのため、太陽光設備も同じように考え、距離の確保の規制は必要ないと思います。もしくは、50cmでよいと思います。距離の確保の規制について、なしにするか、50cmにしてください。</p> <p>また、道路中心線までの距離も、3m以上確保することは必要ない場合も多いと思います。なので、3mではなく、50cmなどの短い距離に変更してください。商業施設などで3m以上確保する必要がある場合には、住宅地と商業施設などで基準を分けてください。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。川崎市に住んでいますが、友人が沢山横浜市に住んでおり、横浜市にはよく行かせていただいています。同じ神奈川県民として、脱炭素社会に向けた政策を下さる横浜市を応援しています。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。</p>	①
10	<p>1. 緩和の限度について（容積率）</p> <p>緩和後の容積率は、(1)のうち屋根に設置するもの又は(2)の場合、『基準容積率×1.25倍』・緩和後の容積率は、(1)のうち地上に設置する場合、『基準容積率+1/10』</p> <p>意見：『基準容積率×1.25倍』を『基準容積率×1.5倍』にしてください。</p> <p>理由：基準容積率×1.25倍では、たとえば2階建てのスーパーの屋上に太陽光パネルを設置する</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則（技術的助言）における容積率制限の緩和の限度と同等としており、「基準容積率+1/10」という数値は、建蔽率の緩和の限度と同等としています。</p>	⑤

	<p>場合、容積率が200%だと1.25倍で250%となり、屋上の半分(50%)しか使えない。屋上にはめいっぱいパネルを敷き詰めることができるようにしてほしい。1.5倍であればそれが可能となる。</p>		
	<p>2. 緩和の限度について (建蔽率)</p> <p>緩和後の建蔽率は、『基準建蔽率+1/10』</p> <p>意見：『基準建蔽率+1/10』を削除してください。</p> <p>理由：基準建蔽率+1/10では、たとえば基準建蔽率60%の場合、66%に緩和されるのではないかと 思うが、比較的狭い敷地の場合、カーポートが設置できないのではないかと思う。お隣りとの境界線からXXセンチ、と決めれば、建蔽率で制限しなくてもよいのではないか。</p>	<p>建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p> <p>なお、基準建蔽率が60%である場合、建蔽率の緩和の限度は70%となります。</p>	⑤
	<p>3. 要件・条件について</p> <p>【地上に設置する場合に適用】・太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離を3m以上確保し、又は不燃材料で造り、覆い、若しくはふくこと。・道路等に通ずる幅員75cm以上の通路を確保すること。・太陽光発電設備等を設置する架台等は、高い開放性を有する構造とすること。</p> <p>意見：隣地境界線及び道路中心線までの距離を3m以上を60センチ程度に</p> <p>理由：カーポート自体、お隣の敷地とは人が通れるくらいの隙間があればいいのでは。カーポートの構造を開放型にする、ということが決められているので、誰にも迷惑にならないのではないかと思います。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。</p>	①
	<p>最後に</p> <p>再エネ促進区域は、2030年までに新築住宅の6割に、2040年には設置可能な建築物の100%に太陽光パネルを導入するという国の描く脱炭素ロードマップにあるように、太陽光を増やしていくことが目的だと思います。そのためには、どれほどの規制緩和が必要か、というバックキャスト的な発想が必要だと思います。逆に、現在の案で太陽光パネルがどれほど増えそうか、試算をしてみてください。あまり増えないのではないかと思います。よろしくをお願いします。</p>	<p>法の趣旨に沿って、許可基準を策定しています。なお、本許可基準の策定に伴う太陽光発電設備等の設置の目標値は掲げていないため、これによる貢献度を定量的に示したものではありません。</p>	⑤
	<p>あと、イラストなどをつけて図解して、わかりやすいようにしてください。</p>	<p>許可基準において明確化しました。イラストによる図解については、今後の参考とさせていただきます。</p>	④
11	<p>「2 許可基準の概要」「緩和の限度」にある、①容積率②建蔽率について、意見を申し上げます。</p> <p>①「容積率」について</p> <p>”緩和後の容積率は、(1)のうち屋根に設置するもの又は(2)の場合、『基準容積率×1.25倍』”とありますが、「1.25倍」ですと、例えば、2階建ての建物で、屋上に太陽光パネルを設置する場合で、容積率が200%だとすると、「1.25倍」の緩和では、250%ですので、屋上のうち50%程度しかパネルを設置できないこととなります。</p> <p>重さ等の制限は個別に建築基準法で対応されるかと思いますので、全体の緩和としては、「1.25倍」ではなく基準を設ける場合「1.5倍」としてください。(そうすれば、300%となり、屋上にMAXおけることとなります)あるいは、この限度は外してください。</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則(技術的助言)における容積率制限の緩和の限度と同等としています。</p>	⑤
	<p>②建蔽率について</p> <p>”緩和後の建蔽率は、『基準建蔽率+1/10』”とありますが、「+1/10」ですと、例えば、基準建蔽率が60%だった場合、66%に緩和されることとなりますが、+6%程度では、敷地が広くない場合、カーポートが設置できる面積が確保できないのではないのでしょうか。</p> <p>よって、この限度は無しとしていただきたいです。</p>	<p>建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p> <p>なお、基準建蔽率が60%である場合、建蔽率の緩和の限度は70%となります。</p>	⑤

	<p>再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準策定に当たっては、本来、国の2030年までに新築住宅の6割、2040年には設置可能な建築物の100%に太陽光パネルを導入するなどのカーボンニュートラルに向けた再エネの普及拡大のために作られた制度かと思えます。</p> <p>せっかく設置するのであれば、設置業者や屋根を貸す場合についても、できる限り設置できた方がメリットがあると思いますし、先陣を切って実施される横浜市さんだからこそ、現在の案でどれくらい太陽光パネルの設置が進みそうかなど、計算などを実施の上、公表いただけますと幸いです。</p> <p>積極的に進めようとしていただき感謝申し上げます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>	<p>法の趣旨に沿って、許可基準を策定しています。なお、本許可基準の策定に伴う太陽光発電設備等の設置の目標値は掲げていないため、これによる貢献度を定量的に示したものではありません。</p>	⑤
	<p>また、今後、意見を送りやすいよう、電子フォームの設置についてもご検討いただけましたら幸いです。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	④
12	<p>法第55条対象地域の高さの緩和について、許可基準案では「緩和の高さは法第55条で定める高さの限度+3.5m」としているが、下記理由により適正な高さへの低減を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第55条が対象とする低層住宅専用地域の高さ制限は10m乃至12mであるにもかかわらず緩和高さをほぼ1階の階高に相当する+3.5mとするのは過大であり適正な数値とは言い難い。 2. 法58条対象地域(高度地区)は主に商業地域及び工業地域であって低層住宅で占められた法55条対象地域とは環境が全く異なる。また、設備設置に関する考え方、設置に伴う影響も大いに異なると考えられることから、これら両地域の緩和高さを同一の数値とする必然性はない。 3. 低層住宅の既存屋根上への+3.5mもの設備設置は、今後益々危惧される強風・突風や地震の発生に伴う災害リスクを増大させる可能性が高く、防災の観点からも問題である。 4. 太陽光パネルの設置実績等を考慮すれば、法第55条対象地域の緩和高さは0.5m未満の数値が適正ではないか。 <p>以上</p>	<p>法第55条第3項の規定に基づく許可基準は、「良好な低層住居の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、建築物の高さの限度に加えて、太陽光発電設備等の設置により敷地境界線を超える範囲における日影時間が増大しないこと等を許可の要件としています。</p>	⑤
13	<p>横浜市が改正建築物省エネ法による建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、全国に先駆けて設置を決めてくださったことに感謝いたします。</p> <p>国土交通省は建築物省エネ法改正案の国会提出にあたり建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 脱炭素社会の実現に向け、建築物分野における再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が必要。としています。 <p>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001572929</p> <p>また国会附帯決議では二〇五〇年の日本全体のカーボンニュートラル実現に向け、住宅・建築物産業における脱炭素への取組を着実にを行うとともに、ZEH・ZEBと電動車や蓄電池との連携強化を図り、地域分散型エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの地産地消の促進に取り組むこと。</p> <p>としています。</p> <p>https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f072_06100</p> <p>横浜市の再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準策定</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、ソーラーカーポートのような太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。</p>	①

<p>について、以下の点を考慮し、見直しを提案いたします。</p> <p>1. 敷地境界からの3メートル離隔規定 現行の3メートル離隔規定は、多くの住宅でソーラーカーポートの設置を不可能にしています。また、住宅以外についても敷地面積が限られている都市部では、設置が非常に難しいため、この基準の撤廃を強く希望します。 また、本規定に限らず、建築基準法の規定を超えた規制を許可基準に加えることは再生可能エネルギーを増やすという立法趣旨に逆行しますので、その点からも撤廃を重ねてお願いします。</p>		
<p>2. 太陽光発電ポテンシャルの未計算 横浜市が本制度の導入にあたり、太陽光発電ポテンシャルの増加を具体的に計算し、市の温暖化対策における貢献度を明確にするべきです。具体的なデータに基づいた効果の測定が必要です。</p>	<p>本許可基準の策定に伴う太陽光発電設備等の設置の目標値は掲げていないため、これによる貢献度を定量的に示したものはありません。</p>	<p>⑤</p>
<p>3. 日影規制の撤廃 日影規制は、太陽光発電設備の設置を阻害しています。特に商業地域・近隣商業地域・準工業・工業地域・工業専用地域では、日影の影響が少ないため、日影規制を設けずに太陽光発電設備の設置を促進することが適切と考えます。また、それ以外の用途地域においても建築基準法を超えた日影規制を設けることは立法趣旨に反するため本許可基準を設定することは設けるべきではありません。</p>	<p>商業系地域及び工業系地域のうち法第56条の2の規定による日影規制の対象外である地域については、本許可基準における日影時間の制限はありません。 その他の地域については、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、敷地境界線を超える範囲において太陽光発電設備等の設置により日影時間が増大しないことを許可の要件としています。</p>	<p>⑤</p>
<p>4. 建蔽率・容積率の緩和 本案の建蔽率「基準建蔽率+1/10」、容積率「基準容積率×1.25倍」の緩和規定では、依然として多くの建物で太陽光発電設備の設置が難しくなったり設置面積が制限されます。数値基準の撤廃を求めます。もし、どうしても数値基準を設ける場合には建蔽率「基準建蔽率+3/10」以上、容積率「基準容積率×1.5倍」以上とするよう求めます。 いずれも再エネ導入促進を最優先とされるようお願いいたします。</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則（技術的助言）における容積率制限の緩和の限度と同等としており、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p>	<p>⑤</p>
<p>5. 道路等に通ずる幅員75cm以上の通路確保の規定 道路等に通ずる幅員75cm以上の通路を確保するという要件は、多くの住宅で太陽光発電設備設置を阻害します。この要件の撤廃を求めます。 本規定に限らず、建築基準法の規定を超えた規制を許可基準に加えることは再生可能エネルギーを増やすという立法趣旨に逆行します</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、道路等に通ずる幅員75cm以上の敷地内通路は、「安全上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。</p>	<p>⑤</p>
<p>6. 許可基準の透明性・プロセスの開示 国土交通省および東京都の指針を参考にして基準案を策定したとされていますが、具体的な事例検討が不足しています。スケッチや検討プロセスを公開し、透明性を高めることが、市民の理解と協力を得るために重要です。 気候危機が深刻化する中、再生可能エネルギー、特に太陽光発電の導入を急ぐ必要があります。これらの基準の見直しにより、横浜市の再エネ普及と温暖化対策が加速することを期待します。 最後に、横浜市 令和6年度 建築局運営方針は 施策1 脱炭素社会の実現 ～脱炭素ライフスタイルの浸透・GREEN×EXPO 2027に向けた機運醸成～ Zero Carbon Yokohama の実現に向けて、住宅・建築物の脱炭素化を進めるため、住宅の省エネ・</p>	<p>本許可基準は、意見公募等を経て、法の趣旨に沿った基準を策定しています。</p>	<p>⑤</p>

	<p>再エネ化の促進や多様な主体との連携により、GREEN×EXPO 2027 に向けて、脱炭素ライフスタイルの浸透や機運醸成に引き続き取り組むとともに、こうした機会も活かしながら、市が率先して公共建築物の脱炭素化、建材の再利用等を進めます。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenchiku/unei/r06unei.files/0001_202 としていただいています。</p> <p>本案のみならず、あらゆる施策において脱炭素を最優先にお取り組みいただけますようお願いいたします。</p> <p>以上、どうぞご検討のほどよろしくようお願い申し上げます。</p>		
14	<p>2 許可の基準の概要</p> <p>【地上に設置する場合に適用】</p> <p>・太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地・・・又は不燃材料で作ри、多い、若しくはふくこと。とあるが、DR、UR 認定は含まれるのか。</p>	DR 及び UR は飛び火構造の認定であるため、不燃材料には含まれません。	⑤
15	<p>横浜市が全国で先駆けて、再エネ促進区域に関する条例化を制定されたことは素晴らしいことだと思います。以下の内容が、気になりました。横浜市の再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準策定について、以下の点を考慮し、見直しを提案いたします。</p> <p>日影規制は、太陽光発電設備の設置を阻害しています。特に商業地域・近隣商業地域・準工業・工業地域・工業専用地域では、日影の影響が少ないため、日影規制を設けずに太陽光発電設備の設置を促進することが適切と考えます。また、それ以外の用途地域においても建築基準法を超えた日影規制を設けることは立法趣旨に反するため本許可基準を設定することは設けるべきではないと考えます。</p>	<p>商業系地域及び工業系地域のうち法第 56 条の 2 の規定による日影規制の対象外である地域については、本許可基準における日影時間の制限はありません。</p> <p>その他の地域については、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、敷地境界線を超える範囲において太陽光発電設備等の設置により日影時間が増大しないことを許可の要件としています。</p>	⑤
16	<p>容積率について補足の意見</p> <p>・太陽光パネルを屋上に、可能な限りつけることができるような、容積率の緩和をお願いします。</p>	容積率の許可基準は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って、緩和の限度等の要件・条件を規定しています。	⑤
	<p>建蔽率についての補足の意見</p> <p>・太陽光パネルを、最低でも乗用車一台分のソーラーカーポートが設置できるような敷地がある場合は、設置できるような規制緩和をお願いします。建蔽率については問わないことにし、安全上可能などところには許可するようなくみでもいいのではないのでしょうか。</p>	建蔽率の許可基準は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って、緩和の限度等の要件・条件を規定しています。	⑤
	<p>要件・条件について</p> <p>「道路等に通ずる幅員 75cm 以上の通路を確保すること」とありますが、ふつうに住宅街を歩いていると、道路から 50cm くらいしか離れていないカーポートもあります。同じようにしなければ、ソーラーカーポートにすることでより作れなくなってしまうのではないのでしょうか。もし、カーポートに道路からの幅員の規制がないのであれば、今回のソーラーカーポートも規制なしでいいのではないのでしょうか。</p>	容積率及び建蔽率の許可基準において、道路等に通ずる幅員 75cm 以上の敷地内通路は、「安全上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該通路の起点は、建築物の避難上有効な出口としています。	⑤
	<p>「周辺への光害に対する措置を講ずること」とありますが、光害は、太陽光パネルを上から見下ろす位置に窓などがあるような場合のことでしょうか。そのような場合にのみ、配慮する、合意形成する、ということでのいいのではないのでしょうか。どのような措置を講ずべきなのかも不明です。</p>	<p>光害とは、太陽光発電設備等の反射光による周辺への悪影響を想定しています。</p> <p>なお、光害に対する措置とは、周辺への配慮として光害を軽減するために規定をしており、光害が低減される製品を採用する等の対応が想定されます。</p>	⑤
	<p>「敷地境界線を超える範囲で日影時間が増大しないこと」とありますが、カーポートの影が長くなる夕方など、多少はお隣さんなどのお庭に日影が増えることがあるのではないのでしょうか。たとえば、ももとの建築基準法の規定を守ることができているなら、増えてもよいというか、「日影に</p>	本許可基準における日影時間の制限は、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。法第 56 条の 2 に掲げる日影時間の範囲内であっても、太陽光発電設	⑤

	<p>ついては、もともとの建築基準法の規定を守ること」とするといいいのではないのでしょうか。そうでないとソーラーカーポートは増えないのではないのでしょうか。</p>	<p>備等の設置により敷地境界線を超える範囲における日影時間が増大しないことを要件としています。</p>	
	<p>さいごに：迷惑をかけない限り、どんどん太陽光パネル設置しましょう、というくらいの気持ちでもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>法の趣旨に沿って、許可基準を策定しています。</p>	⑤
	<p>再エネを増やすためにいろいろ研究している人の意見を聞いてください。</p>	<p>本許可基準は、意見公募等を経て、法の趣旨に沿った基準を策定しています。</p>	⑤
17	<p>横浜市「再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準」策定について、次の諸点の見直しを提案する。</p> <p>1. 建蔽率・容積率の緩和</p> <p>建蔽率「基準建蔽率+1/10」・容積率「基準容積率×1.25倍」では、太陽光発電設備の設置面積が制限されることが懸念されるため、数値基準案の撤廃を求める。</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則（技術的助言）における容積率制限の緩和の限度と同等としており、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p>	⑤
	<p>2. 敷地境界からの3m離隔規定の撤廃</p> <p>3mの離隔は、住宅敷地内へのソーラーカーポート設置に著しい制約を課すことになるゆえ、撤廃を要求する。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、ソーラーカーポートのような太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。</p>	①
	<p>3. 日影規制の撤廃</p> <p>建築基準法の規定を上回る日影規制は、太陽光発電設備の設置を阻害する。住宅地以外の地域では、日影の影響は少ないのではないか。</p>	<p>商業系地域及び工業系地域のうち法第56条の2の規定による日影規制の対象外である地域については、本許可基準における日影時間の制限はありません。</p> <p>その他の地域については、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、敷地境界線を超える範囲において太陽光発電設備等の設置により日影時間が増大しないことを本許可基準の許可の要件としています。</p>	⑤
	<p>4. 道路等に通ずる幅員75cm以上の通路確保の撤廃</p> <p>この要件は、住宅敷地内への太陽光発電設備設置を著しく阻害すると考えられるため、撤廃を求める。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、道路等に通ずる幅員75cm以上の敷地内通路は、「安全上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。</p>	⑤
	<p>5. 実態に即したポテンシャル計算の必要性</p> <p>離隔規定にせよ日影規制の撤廃にせよ、それ以外の規定についても、どのような規定によって太陽光発電をどのくらい増加させることができるのか、実態に即して具体的に計算し、温暖化対策としての効果を定量化して明確にするべきではないか。</p> <p>以上</p>	<p>本許可基準の策定に伴う太陽光発電設備等の設置の目標値は掲げていないため、これによる貢献度を定量的に示したものはありません。</p>	⑤
18	<p>横浜市建築局の取り組みに「脱炭素」がしっかり掲げられていることに期待を寄せています。</p> <p>地球温暖化が本当に深刻なので、この基準策定はとても重要だと思って勉強させていただいております。</p> <p>去年も今年の夏も災害級に暑く、一刻も火力発電から再エネ社会への転換を願っています。そんな中横浜市が本基準を策定していることに期待をしておりました。横浜のような都市部で再エネを増やすためには、できるだけ太陽光パネルのポテンシャルがあるスペースを無駄なく活用できる基準を作っていただきたいです。この考えをもとに案を拝見したところ、複数の懸念点をもっております：</p>	<p>本許可基準における日影時間の制限は、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、敷地境界線を超える範囲において太陽光発電設備等の設置により日影時間が増大しないことを許可の要件としています。</p>	⑤

	①日影規制が厳しすぎて、太陽光パネル設置の妨げになるのではないかと懸念しております。		
	②隣地境界線までの距離を3mにするとすれば、横浜都市部のような狭小住宅では、なかなかカーポートが設置できなくなってしまうのではないかと懸念しております。	容積率及び建蔽率の許可基準において、カーポートのような太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。	①
	③「基準容積率×1.25倍」「基準建蔽率+1/10」の緩和規制は十分なのでしょうか。例えば、屋上にソーラーカーポートをつけられるような商業施設等を想定すると、ポテンシャルあるスペースを十分使いきれなくなってしまうのではないのでしょうか。	容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則（技術的助言）における容積率制限の緩和の限度と同等としており、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。	⑤
	問題のポイント： a) 建築基準以上の基準を設けることになっていないか	法の趣旨に沿って、許可基準を策定しています。	⑤
	b) カーポート（支柱と屋根）と建築物（箱もの）を同等に扱うのは適切か	法において自動車車庫は建築物となりますが、本許可基準においては、自動車車庫等のような高い開放性を有する建築物に限り、地上に設置する場合の容積率及び建蔽率の許可を可能としています。	①
	c) 横浜の都市部のような住宅環境を十分想定できているか	用途地域に応じた日影時間の制限や太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離の代替措置等を定めています。	①
	d) 商業地域の日射規制のない地域に、カーポート設置に伴う日射規制を設けるのは矛盾しないか	商業地域については、本許可基準における日影時間の制限はありません。	①
	提案： A)「まったなしの地球温暖化を解決するために、迷惑をかけない限り、どんどん太陽光パネル設置する」という目的にあわせた案になるよう再検討をお願いします B) 東京都では基準が妨げとなって太陽光パネルがつけられる可能性のある場所でも設置できないという事例も聞きましたので、太陽光発電ポテンシャルを無駄にしないような基準に緩める等柔軟性をもたせることを検討してください	法の趣旨に沿って、許可基準を策定しています。	⑤
19	横浜市が改正建築物省エネ法による建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、全国に先駆けて設置を決めてくださったことに感謝いたします。 国土交通省は建築物省エネ法改正案の国会提出にあたり建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について ○ 脱炭素社会の実現に向け、建築物分野における再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が必要。としています。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001572929.pdf また国会附帯決議では二〇五〇年の日本全体のカーボンニュートラル実現に向け、住宅・建築物産業における脱炭素への取組を着実にを行うとともに、ZEH・ZEBと電動車や蓄電池との連携強化を図り、地域分散型エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの地産地消の促進に取り組むこ	容積率及び建蔽率の許可基準において、ソーラーカーポートのような太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。	①

	<p>と。としています。</p> <p>https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f072_061001.pdf</p> <p>横浜市の再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準策定について、以下の点を考慮し、見直しを提案いたします。</p> <p>1. 敷地境界からの3メートル離隔規定</p> <p>現行の3メートル離隔規定は、多くの住宅でソーラーカーポートの設置を不可能にしています。また、住宅以外についても敷地面積が限られている都市部では、設置が非常に難しいため、この規定の撤廃を強く希望します。</p> <p>また、本規定に限らず、建築基準法の規定を超えた規制を許可基準に加えることは再生可能エネルギーを増やすという立法趣旨に逆行しますので、その点からも撤廃を重ねてお願いします。</p>		
20	<p>横浜市が全国で先駆けて、再エネ促進区域に関する条例化を制定されたことは素晴らしいことだと思います。以下の内容が、気になりました。横浜市の再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準策定について、以下の点を考慮し、見直しを提案いたします。</p> <p>本案の建蔽率「基準建蔽率+1/10」、容積率「基準容積率×1.25倍」の緩和規定では、依然として多くの建物で太陽光発電設備の設置が難しくなったり設置面積が制限されます。数値基準案の撤廃を求めます。もし、どうしても数値基準を設ける場合には建蔽率「基準建蔽率+3/10」以上、容積率「基準容積率×1.5倍」以上とするよう求めます。</p> <p>いずれも再生可能エネルギー導入を促進するための条例なので、再エネが増えることに最優先してくださるようお願いします。</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則（技術的助言）における容積率制限の緩和の限度と同等としており、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p>	⑤
	<p>はじめに、「敷地境界線を超える範囲で日影時間が増大しないこと」とありますが、カーポートの影が長くなる夕方など、多少はお隣さんなどのお庭に日影が増えることがあるのではないのでしょうか。したがって、もともとの建築基準法の規定を守ることができているなら、日影が増えてもよいと思います。例えば、「日影については、もともとの建築基準法の規定を守ること」とするといいいのではないのでしょうか。そうでないとソーラーカーポートは増えないのではないのでしょうか。</p>	<p>本許可基準における日影時間の制限は、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。法第56条の2に掲げる日影時間の範囲内であっても、太陽光発電設備等の設置により敷地境界線を超える範囲における日影時間が増大しないことを許可の要件としています。</p>	⑤
21	<p>また、「道路等に通ずる幅員75cm以上の通路を確保すること」とありますが、ふつうに住宅街を歩いていると、道路から50cmくらいしか離れていないカーポートもあります。同じようにしなければ、ソーラーカーポートにすることでより作れなくなってしまうのではないのでしょうか。もし、カーポートに道路からの幅員の規制がないのであれば、今回のソーラーカーポートも規制なしでいいのではないのでしょうか。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、道路等に通ずる幅員75cm以上の敷地内通路は、「安全上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該通路の起点は、建築物の避難上有効な出口としています。</p>	⑤
	<p>さいごに、「迷惑をかけない限り、太陽光パネル（ソーラーカーポート）の設置を促進していこう」という方針で進めるとではないのでしょうか。そうでなければ、気候変動に歯止めをかけることは絶対にできません。</p>	<p>法の趣旨に沿って、許可基準を策定しています。</p>	⑤
22	<p>横浜市が改正建築物省エネ法による建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、全国に先駆けて設置を決めてくださったことに感謝いたします。</p> <p>国土交通省は建築物省エネ法改正案の国会提出にあたり建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について</p> <p>○ 脱炭素社会の実現に向け、建築物分野における再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が必要。としています。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、ソーラーカーポートのような太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。</p>	①

<p>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001572929.pdf</p> <p>また国会附帯決議では二〇五〇年の日本全体のカーボンニュートラル実現に向け、住宅・建築物産業における脱炭素への取組を着実にを行うとともに、ZEH・ZEBと電動車や蓄電池との連携強化を図り、地域分散型エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの地産地消の促進に取り組むこと。としています。</p> <p>https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f072_061001.pdf</p> <p>横浜市の再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準策定について、以下の点を考慮し、見直しを提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界からの3メートル離隔規定 <p>現行の3メートル離隔規定は、多くの住宅でソーラーカーポートの設置を不可能にしています。また、住宅以外についても敷地面積が限られている都市部では、設置が非常に難しいため、この規定の撤廃を強く希望します。</p> <p>また、本規定に限らず、建築基準法の規定を超えた規制を許可基準に加えることは再生可能エネルギーを増やすという立法趣旨に逆行しますので、その点からも撤廃を重ねてお願いします。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電ポテンシャルの未計算 <p>横浜市が本制度の導入にあたり、太陽光発電ポテンシャルの増加を具体的に計算し、市の温暖化対策における貢献度を明確にするべきです。具体的なデータに基づいた効果の測定が必要です。</p>	<p>本許可基準の策定に伴う太陽光発電設備等の設置の目標値は掲げていないため、これによる貢献度を定量的に示したものはありません。</p>	<p>⑤</p>
<ul style="list-style-type: none"> 日影規制の撤廃 <p>日影規制は、太陽光発電設備の設置を阻害しています。特に商業地域・近隣商業地域・準工業・工業地域・工業専用地域では、日影の影響が少ないため、日影規制を設けずに太陽光発電設備の設置を促進することが適切と考えます。また、それ以外の用途地域においても建築基準法を超えた日影規制を設けることは立法趣旨に反するため本許可基準を設定することは設けるべきではありません。</p>	<p>商業系地域及び工業系地域のうち法第56条の2の規定による日影規制の対象外である地域については、本許可基準における日影時間の制限はありません。</p> <p>その他の地域については、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、敷地境界線を超える範囲において太陽光発電設備等の設置により日影時間が増大しないことを許可の要件としています。</p>	<p>⑤</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建蔽率・容積率の緩和 <p>本案の建蔽率「基準建蔽率+1/10」、容積率「基準容積率×1.25倍」の緩和規定では、依然として多くの建物で太陽光発電設備の設置が難しくなったり設置面積が制限されます。数値基準案の撤廃を求めます。もし、どうしても数値基準を設ける場合には建蔽率「基準建蔽率+3/10」以上、容積率「基準容積率×1.5倍」以上とするよう求めます。いずれも再生可能エネルギー導入促進を最優先とされるようお願いします。</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則（技術的助言）における容積率制限の緩和の限度と同等としており、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p>	<p>⑤</p>
<ul style="list-style-type: none"> 道路等に通ずる幅員75cm以上の通路確保の規定 <p>道路等に通ずる幅員75cm以上の通路を確保するという要件は、多くの住宅で太陽光発電設備設置を阻害します。この要件の撤廃を求めます。</p> <p>本規定に限らず、建築基準法の規定を超えた規制を許可基準に加えることは再生可能エネルギーを増やすという立法趣旨に逆行します</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、道路等に通ずる幅員75cm以上の敷地内通路は、「安全上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。</p>	<p>⑤</p>
<ul style="list-style-type: none"> 許可基準の透明性・プロセスの開示 <p>国土交通省および東京都の指針を参考にして基準案を作成したとされていますが、具体的な事例</p>	<p>本許可基準は、意見公募等を経て、法の趣旨に沿った基準を策定しています。</p>	<p>⑤</p>

	<p>検討が不足しています。スケッチや検討プロセスを公開し、透明性を高めることが、市民の理解と協力を得るために重要です。気候危機が深刻化する中、再生可能エネルギー、特に太陽光発電の導入を急ぐ必要があります。これらの基準案の見直しにより、横浜市の再エネ普及と温暖化対策が加速することを強く期待します。</p> <p>本案のみならず、あらゆる施策において脱炭素を最優先にお取り組みいただけますようお願いいたします。</p>		
23	<p>再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和につきまして、各制限の許可基準策定の検討をありがとうございます。</p> <p>他地域在住ですが、横浜市の脱炭素を心から応援しているため、意見を送らせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩和の限度にある「基準建蔽率+1/10」「基準容積率×1.25倍」ですが、横浜市の実態に即した緩和限度にしてください。多くの建物で太陽光発電設置が困難になってしまうかと思います。数値基準を市全体で一律で設定するのではなく、再生可能エネルギーを最大限導入促進できるよう、実地（例えば、住宅地ではこの基準・ビルの多い繁華街ではこの基準など）単位での数値基準を求めます。 地上に設置する場合の適用要件にある「道路等に通ずる幅員75cm以上の通路を確保すること」ですが、ソーラーカーポートの設置を考える時、この適用要件のさらなる緩和を求めます。理由は、少しでも再生可能エネルギー導入率を上げるためです。 基準策定プロセスについてですが、パブコメ募集前の基準策定の段階で市民との意見交換会の実施やイラスト・やさしい日本語等を使用することによるわかりやすい資料提供をお願いいたします。一市民として、専門用語の沢山ある文面を読みながら意見を出す事は難しく感じますし、何より多様な市民の方の意見を取り入れるためにも必要だと思います。 <p>以上になります。ご検討のほどよろしく願い申し上げます。</p> <p>これから子どもを産み育てるかどうか、気候危機の影響から悩んでいる一市民として、引き続き、横浜市の脱炭素施策を応援しております。</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則（技術的助言）における容積率制限の緩和の限度と同等としており、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p>	⑤
		<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、道路等に通ずる幅員75cm以上の敷地内通路は、「安全上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。</p>	⑤
		<p>許可基準において明確化しました。イラストによる図解については、今後の参考とさせていただきます。また、本許可基準についてご質問等がありましたら、建築局建築企画課にご相談ください。</p>	⑤
24	<p>再エネ促進地域の横浜市の案を拝見いたしました。</p> <p>まず、地球温暖化の解決のために再エネ促進地域の制定を検討いただき本当にありがとうございます。地球温暖化は私の日常にまで大きな影響を及ぼしていて、漁師さんのとる海産物が激減していたり、台風や洪水の規模も大きくその被害も大きくなっています。この現状がとても怖いです。私もなるべく早く解決したいと思っています。</p> <p>解決のために、再エネを普及させ化石燃料を使わなくても生きていくことができるようにすることは大変重要です。</p> <p>横浜市の再エネ促進地域の案は、改善すればもっと多くの太陽光パネルを設置することができると思いました。改善のためのシミュレーションなどは大変なことも多いと思いますが、私たちの今のために、どうか健全な建築基準法を守りながらも可能な限り多くの太陽光パネルが設置できる規定にしていきたいと願っています。そのために私に手伝えることがあればなんでもします。どうかよろしく願いします。</p>	<p>法の趣旨に沿って、許可基準を策定しています。</p>	⑤

25	<p>表題の件につきましてご提案いたします。全国に先駆けた横浜市のお取り組みに、他自治体も倣うことになろうかと存じます。そのことも踏まえ、どうぞご一考くださいますようお願いいたします。</p> <p>(1) 敷地境界からの3メートル離隔規定を撤廃してください</p> <p>現行の規定によりソーラーカーポートを設置できない住宅が数多く存在します。敷地面積の狭い都市部においては、住宅以外の建物についても設置が困難であることが現状です。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、ソーラーカーポートのような太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。</p>	①
	<p>(2) 太陽光発電ポテンシャルを具体的に計算してください</p> <p>明確なデータに基づいた効果測定のうえ、本制度を導入するようお願いいたします。</p>	<p>本許可基準の策定に伴う太陽光発電設備等の設置の目標値は掲げていないため、これによる貢献度を定量的に示したものはありません。</p>	⑤
	<p>(3) 日影規制を撤廃してください</p> <p>住宅地に比べて日影の影響が少ない商業地域、準工業・工業地域、工業専用地域などは日影による規制なく太陽光発電設備の設置を促進することが適切ではないでしょうか。それ以外の用途地域においても、建築基準法を超えた日影規制を設けることは立法趣旨に反するのではないのでしょうか。日影規制により太陽光発電設備の設置を阻害することは不適切であると考えます。</p>	<p>商業系地域及び工業系地域のうち法第56条の2の規定による日影規制の対象外である地域については、本許可基準における日影時間の制限はありません。</p> <p>その他の地域については、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、敷地境界線を超える範囲において太陽光発電設備等の設置により日影時間が増大しないことを許可の要件としています。</p>	⑤
	<p>(4) 建蔽率と容積率を緩和してください</p> <p>本案の建蔽率(基準建蔽率+1/10)、容積率(基準容積率×1.25倍)の緩和規定では、太陽光発電設備の設置が困難であったり制限されたりする建物が依然として多くなります。せめて、建蔽率を「基準建蔽率+3/10」以上、容積率を「基準容積率×1.5倍」以上とするよう求めます。</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則(技術的助言)における容積率制限の緩和の限度と同等としており、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p>	⑤
	<p>(5) 道路等に通ずる幅員75cm以上の通路確保の規定を撤廃してください</p> <p>この規定は多くの住宅で太陽光発電設備設置を阻害するものと考えます。(3)日影規制と同様に、建築基準法の規定を超えた規制を許可基準に加えることは再生可能エネルギーを増やすという立法趣旨に反すると考えます。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、道路等に通ずる幅員75cm以上の敷地内通路は、「安全上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。</p>	⑤
	<p>(6) 許可基準とプロセスの開示を求めます</p> <p>許可基準を国土交通省と東京都の指針を参考にされたとのことですが、具体的な事例検討や検討プロセスを公開することを求めます。</p> <p>以上、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>本許可基準は、意見公募等を経て、法の趣旨に沿った基準を策定しています。</p>	⑤
26	<p>再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準を設けることで、実際に設置の促進につながるのか、もう一度基準の見直しをお願いいたします。</p> <p>特に、日影時間が増大しないことなどが条件に入っていることで、設置へのハードルは下がらず、状況は変化しないのではないかと考えています。</p> <p>太陽光の設置を促進することができるものになっているか、再度ご検討をお願いいたします。</p>	<p>本許可基準は、法の趣旨に沿って策定をしています。</p> <p>また、本許可基準における日影時間の制限について、商業系地域及び工業系地域のうち法第56条の2の規定による日影規制の対象外である地域の場合は、当該制限はありません。</p> <p>その他の地域については、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、敷地境界線を超える範囲において太陽光発電設備等の設置により日影時間が増大しないことを許可の要件としています。</p>	⑤

27	<p>はじめに、横浜市が改正建築物省エネ法による建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、全国に先駆けて設置を決めてくださったことに感謝いたします。今回の設置決定には大いに期待しており、早速読ませていただきました。目指すところは素晴らしいと思います。いっぼう読み進めるにつれていくつかの懸念材料が見つかりました脱炭素化はもとより、首都直下型地震や気候変動を原因とする豪雨災害など非常時の緊急給電のためにも EV の普及が急がれます。その鍵を握るのは、各家庭、また工場や大規模商業施設の屋根&駐車場へのソーラーカーポートの設置です。全体的に建築基準法の規定を超えた規制を許可基準に加えているように思えます。これはソーラーカーポートはもとより再生可能エネルギーを増やすという立法趣旨に逆行しますので、見直しをお願いします。以下、具体案を提示します</p> <p>1. 敷地境界からの3メートル離隔規定の削除 現行の3メートル離隔規定は、多くの住宅でソーラーカーポート設置ができません。住宅以外でも敷地面積に限られる都市部では設置が非常に難しいため、この規定の撤廃を希望します。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、ソーラーカーポートのような太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を3m以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。</p>	①
	<p>2. 横浜市の太陽光発電ポテンシャルのデータ化 本制度の導入には、太陽光発電ポテンシャルの増加を具体的に計算し、市の温暖化対策への貢献度を明確にするためにも、具体的なデータに基づいた効果の測定が必要です。</p>	<p>本許可基準の策定に伴う太陽光発電設備等の設置の目標値は掲げていないため、これによる貢献度を定量的に示したものはありません。</p>	⑤
	<p>3. 日影規制の撤廃 商業地域・近隣商業地域・準工業・工業地域・工業専用地域では、日影の影響が少ないため、日影規制を設けずに太陽光発電設備の設置を促進することが適切。このため日影規制の撤廃を求めます。また、それ以外の用途地域でも建築基準法を超えた日影規制を設けることは立法趣旨に反するため日影規制は撤廃すべきです。</p>	<p>商業系地域及び工業系地域のうち法第56条の2の規定による日影規制の対象外である地域については、本許可基準における日影時間の制限はありません。 その他の地域については、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、敷地境界線を超える範囲において太陽光発電設備等の設置により日影時間が増大しないことを許可の要件としています。</p>	⑤
	<p>4. 建蔽率・容積率の緩和 建蔽率「基準建蔽率+1/10」、容積率「基準容積率×1.25倍」では、多くの建物で太陽光発電設備の設置が難しい。建蔽率は「基準建蔽率+3/10」以上、容積率「基準容積率×1.5倍」以上までの緩和を求めます。</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第52条第14項第1号の許可準則（技術的助言）における容積率制限の緩和の限度と同等としており、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p>	⑤
	<p>5. 道路等に通ずる幅員75cm以上の通路確保の規定の撤廃 この要件は、多くの住宅で太陽光発電設備設置を阻害するため、撤廃を求めます。</p> <p>気候危機が深刻化する中、再生可能エネルギー、特に太陽光発電の導入を急ぐ必要があります。これらの基準案の見直しにより横浜市の再エネ普及と温暖化対策が加速することを強く期待します。世界的な自動車会社の本社がある横浜市だからこそ、他の都市に先駆けて、この課題に取り組んでいただきたいのです。 以上、どうぞご検討のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、道路等に通ずる幅員75cm以上の敷地内通路は、「安全上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。</p>	⑤
28	<p>いつも制度をつくってくださりこころから感謝しております。 国土交通省は建築物省エネ法改正案の国会提出にあたり建築物再生可能エネルギー利用促進区域</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、ソーラーカーポートのような太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等から隣地境界線及び道路中心線までの距離は、「防火上支障がな</p>	①

<p>制度について</p> <p>○ 脱炭素社会の実現に向け、建築物分野における再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が必要。としています。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001572929.pdf<https://www.google.com/url?q=https://www.google.com/url?q%3Dhttps://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001572929.pdf%26amp;sa%3DD%26amp;source%3Deditors%26amp;ust%3D1726242625006363%26amp;usg%3DA0vVaw1-5zmRLp9AtT9X1Ep0D7BC&sa=D&source=docs&ust=1726242625012898&usg=A0vVaw0wRY77PuTOE8o4IRXSBHfa></p> <p>また国会附帯決議では 2050 年の日本全体のカーボンニュートラル実現に向け、住宅・建築物産業における脱炭素への取組を着実に進むとともに、Z E H・Z E B と電動車や蓄電池との連携強化を図り、地域分散型エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの地産地消の促進に取り組むこと、としています。</p> <p>https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f072_061001.pdf<https://www.google.com/url?q=https://www.google.com/url?q%3Dhttps://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f072_061001.pdf%26amp;sa%3DD%26amp;source%3Deditors%26amp;ust%3D1726242625007100%26amp;usg%3DA0vVaw2b2KbGn415SdAn0t08x45p&sa=D&source=docs&ust=1726242625013138&usg=A0vVaw30uLrxVd4xpePP6WLWVTYK></p> <p>横浜市の再生可能エネルギー利用設備の設置促進のための形態規制の緩和に関する許可基準策定について、以下の点を考慮し、見直しを提案させていただきます。</p> <p>1. 敷地境界からの 3 メートル離隔規定</p> <p>現行の 3 メートル離隔規定は、多くの住宅でソーラーカーポートの設置を不可能にしています。また、住宅以外についても敷地面積が限られている都市部では、設置が非常に難しいため、この規定の撤廃を強く希望します。</p> <p>また、本規定に限らず、建築基準法の規定を超えた規制を許可基準に加えることは再生可能エネルギーを増やすという立法趣旨に逆行しますので、その点からも撤廃を重ねてお願いします。</p>	<p>い」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。当該距離を 3 m 以上確保できない場合は、「太陽光発電設備等及び太陽光発電設備等を設置する架台等の主要構造部を不燃材料で造り、覆い、若しくはふく」とすることも可能です。</p>	
<p>2. 太陽光発電ポテンシャルの未計算</p> <p>市の温暖化対策における貢献度を明確にするため、制度導入によるポテンシャルの増加量について具体的なデータに基づいた効果の測定をよろしくお願い致します。</p>	<p>本許可基準の策定に伴う太陽光発電設備等の設置の目標値は掲げていないため、これによる貢献度を定量的に示したものはありません。</p>	<p>⑤</p>
<p>3. 日影規制の撤廃</p> <p>日影規制は、太陽光発電設備の設置を阻害しています。特に商業地域・近隣商業地域・準工業・工業地域・工業専用地域では、日影の影響が少ないため、日影規制を設けずに太陽光発電設備の設置を促進することが適切ではないでしょうか。</p> <p>また、それ以外の用途地域においても建築基準法を超えた日影規制を設けることは立法趣旨に反するため本許可基準を設定することは設けるべきではありません。</p>	<p>商業系地域及び工業系地域のうち法第 56 条の 2 の規定による日影規制の対象外である地域については、本許可基準における日影時間の制限はありません。</p> <p>その他の地域については、「衛生上支障がない」や「低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない」、「市街地の環境を害するおそれがない」という法の趣旨に沿って、敷地境界線を超える範囲において太陽光発電設備等の設置により日影時間が増大しないことを許可の要件としています。</p>	<p>⑤</p>
<p>4. 建蔽率・容積率の緩和</p> <p>本案の建蔽率「基準建蔽率+1/10」、容積率「基準容積率×1.25 倍」の緩和規定では、依然として多くの建物で太陽光発電設備の設置が難しくなったり設置面積が制限されます。数値基準案の撤廃を求めます</p> <p>もし、どうしても数値基準を設ける場合には建蔽率「基準建蔽率+3/10」以上、容積率「基準容</p>	<p>容積率の許可基準における緩和の限度は、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件であり、建蔽率の許可基準における緩和の限度は、「安全上、防火上及び衛生上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。なお、「基準容積率×1.25 倍」という数値は、建築物の機械室その他これに類する部分の容積率が著しく大きい建築物の法第 52 条第 14 項第 1 号の許可準則（技術的助言）における容積率制</p>	<p>⑤</p>

<p>積率×1.5倍」以上とするよう求めます。 いずれも再生可能エネルギー導入促進を最優先とされるようお願いいたします。</p>	<p>限の緩和の限度と同等としており、「基準建蔽率+1/10」という数値は、法第53条第3項第2号の規定による街区の角にある敷地の建築物等、一般的に市街地で行われる緩和の限度と同等としています。</p>	
<p>5. 道路等に通ずる幅員75cm以上の通路確保の規定 多くの住宅で太陽光発電設置を阻害しそうです。必要ないのではないのでしょうか。</p>	<p>容積率及び建蔽率の許可基準において、道路等に通ずる幅員75cm以上の敷地内通路は、「安全上支障がない」という法の趣旨に沿って規定をしている許可の要件です。</p>	⑤
<p>6. 許可基準の透明性・プロセスの開示 国土交通省および東京都の指針を参考にして基準案を作成したとされていますが、具体的な事例検討が不足しています。 検討プロセスを公開して透明性を高めてほしいです。</p>	<p>本許可基準は、意見公募等を経て、法の趣旨に沿った基準を策定しています。</p>	⑤
<p>気候危機が深刻化する中、再生可能エネルギー、特に太陽光発電の導入を急ぐ必要があります。これらの基準案の見直しにより、横浜市の再エネ普及と温暖化対策が加速することを強く期待します。</p> <p>最後に、横浜市 令和6年度 建築局運営方針 施策1 脱炭素社会の実現 ～脱炭素ライフスタイルの浸透・GREEN×EXPO 2027に向けた機運醸成～ Zero Carbon Yokohamaの実現に向けて、住宅・建築物の脱炭素化を進めるため、住宅の省エネ・再エネ化の促進や多様な主体との連携により、GREEN×EXPO 2027に向けて、脱炭素ライフスタイルの浸透や機運醸成に引き続き取り組むとともに、こうした機会も活かしながら、市が率先して公共建築物の脱炭素化、建材の再利用等を進めます。 としていただいています。 本案のみならず、あらゆる施策において脱炭素を最優先にお取り組みいただけますようお願いいたします。 以上、どうぞご検討のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>法の趣旨に沿って、許可基準を策定しています。</p>	⑤